

「進法」により、介護保険法が改正され、地域支援事業の見直しが行われ、これよりすべての市町村が平成29年4月までに「介護予防・日常生活支援総合事業」いわゆる「総合事業」を開始することとされました。これは、要支援者に対する介護予防給付の内、ホームヘルパーの派遣とデイサービスセンター等への通所については、市町村が地域の实情に依り、住民主体の取組みを含めた多様で柔軟な取組みに位置づけられることになりました。

サービスの内容については、訪問型のサービスとして、指定事業者の訪問介護員による身体介護や生活援助、事業者やシルバー人材センターなどによるゴミ出しや買物、外出支援など、住民主体による支援として、有償・無償のボランティアなどによる調理指導や献立指導、また、管理栄養士や歯科衛生士、町の保健師などによる相談指導などを想定しております。一方、通所型のサービスとしては、指定事業者による現行の通所介護に相当する生活機能向上のための機能訓練や、事業者によるミニデイサービスや介護予防教室、有償・無償のボランティアによるいきいきサロンや体操・運動等の自主的な通いの場の提供、町の保健師や運動指導員などによる運動機能訓練事業などを想定

しております。サービス基準・単価・利用者負担については、個々のサービスにより異なるため、今後検討して参りますが、現行を上回らないよう考えております。また、予防施策として、福祉センター1階にトレーニング機器を設置し、65歳以上の方を対象に筋力や体力の向上を目的とした新規教室を開催する予定でございます。

この他にも、地域包括支援センターが中心となり、お元気サロンやチェアエクササイズ、フットセラピー等の教室も継続して実施していきます。

なお、「総合事業」の開始時期につきましては、本定例会に提案しております介護保険条例の一部改正により、平成29年4月1日を予定しております。

**問** 要支援者については、介護保険給付から外され、総合事業（地域支援事業）に移行するとの事だが、移行対象者も多くあると思う。地域支援事業費が不足するようにならないのか。また、有償・無償のボランティアやNPO等による住民主体のサービス提供が行われることについてサービスの基準や内容等、どのようになるのか。

**答**（**額健康福祉課長**） 地域支援事業費については、現行制度では、介護給付費の3%以内と上限枠が定められてい

ますが、国においては今後状況を見ながら必要に応じて上限枠を見直していくとしておりますので、現時点では3%以内の事業費で実施していきたいと考えております。

現行で受けているサービスの利用者負担につきましては、現行の単価を上回らないようにしたいと考えており、利用単価につきましては、事業者、ボランティア等の方にもサービス提供していただくことになることから、今後、協議し決定していくこととなります。

**問** トレーニング機器を設置し、筋力や体力の向上を目的とした新規教室を開催するとの説明でしたが、利用者に対し、どのように周知されるのか。また、教室開催場所は何処で実施されるのか。

**答**（**額健康福祉課長**） 対象者の方は、65歳以上の方となります。場所については、福祉センター1階の介護予防訓練室に軽負荷の高齢者向けのトレーニング機器を設置し、開催したいと考えております。

周知方法については、地域包括支援センターが中心となり、あらゆる方法で広報したいと思っております。地域包括支援センターが把握しております対象者の方にも呼びかけをし、開催したいと考えております。

## Q2 要介護1・2の方の特別介護老人ホームの入所について

### 入所の条件は？

**問** 要介護1・2の方は、施設入所申込者（待機者）全体の4割ほどを占めており、今回の介護保険制度の改正によって、原則待機者から除かれることになった。やむを得ない事情により、在宅での暮らしが著しく困難であると認められる場合には市町村の関与の下、特例的に入所を認められるということである。2003年度以降、国のモデル指針を参考に入所指針が作成され、要介護度だけでなく、家族の介護状況・認知症の程度・在宅サービスの利用状況等をポイント化し、勘案して入所の優先順位を決定することと示されているが、要介護1・2の方の特例入所について伺う。

①市町村関与の下とは何を示しているのか。②特例的に入所を認めるといつているが、入所についての判定委員会や判断基準は定められているのか。③現在でも要介護3以上で多くの入所待機者がいるが、入所の優先順位等はどのように判断されるのか。④今回の改正で、改めて要介護3以上に限定する事の理由は何か。以上4つについて伺う。

**答**（**額健康福祉課長**） 今回の制度改正により、特別介護老人ホームへの入所対象となる者は、原則要介護3から5と認定された高齢者のうち、身体上又は精神上著しい障害があるため、常時の介護を必要とし、かつ、介護保険による居宅サービスや生活支援サービス等を最大限に利用しても在宅生活が困難な者とされました。

毎年実施しております特別介護老人ホームの入所申込み状況調査により、申込者の4割ほどが要介護1・2の方で、1年以内に入所を希望される方は2割程度で、残り8割の方は、ご家族が将来のことを考え、とりあえず申込みをされているという状況でございます。

今回の改正では、在宅での生活が困難な要介護1・2の方の特養への申込みを排除するというものではないと見受けられます。岐阜県では制度改正を踏まえ「介護老人福祉施設の入所に関する指針」として、要介護1又は2であっても、やむを得ない事情があると市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等から申出があり、施設以外での生活が困難と認められる場合は、特例的に入所の対象とする旨を定めており、入所の必要性が高いと認められる者を優先的に入所させることを原則としています。入所申込みを受けた施設は、